

各都道府県介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

# 介 護 制 度 改 革

# INFORMATION

## 今回の内容

「介護老人福祉施設等に関するQ & A」の送付について

計3枚（本送信票除く）

vol. 88

平成18年3月31日

厚生労働省介護制度改革本部

[貴都道府県内市町村及び関係諸団体に  
速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願ひいたします。]

事務連絡  
平成18年3月31日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局計画課

「介護老人福祉施設等に関するQ&A」について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、「介護老人福祉施設等に関するQ&A」を作成しましたので送付いたします。各自治体におかれましては、このQ&Aを参考のうえ、事務を進めさせていただきますようお願いいたします。

照会先

厚生労働省老健局計画課 企画法令係  
TEL 03-5253-1111(内線3929)

## 介護老人福祉施設等に関するQ&A

(問1) ユニット型施設には、2ユニットで1人以上の夜勤職員の配置が義務付けられているが、当該施設が一部ユニットであったり、そのユニット数が奇数の場合、どのように配置すればよいのか。

(答)

- 1 個別ケアを推進する観点からユニット型施設における夜勤体制について特別の規定を設けたことを考えると、一部ユニット型施設については、ユニット型の部分と従来型の部分を分け、両方の要件を満たす夜勤職員を配置することが必要である取扱いとしている。(いずれかを満たさない場合、全ての利用者について夜勤減算となる。平成12年老企第40号通知第二の5の(5)等を参照のこと。)
- 2 従来型施設の一部分を準ユニットケア加算を算定できる小グループ(準ユニット)に分けた場合、当該準ユニットはユニットと同一視できることから、夜勤体制についても、1ユニット+1準ユニットで1名という体制にすることは可能である。そのため、ユニット数が奇数の場合には、従来型施設の1部分を準ユニットに改修するなどの工夫を考えられる。
- 3 なお、1名の夜勤者が別の階のユニットを担当することは原則として避けるべきであるが、改修等によりやむを得ず同一階に奇数ユニットを設けることとなった場合に、隣接する階段等を通じて昇降ができる構造になっているときには、1名の夜勤者が隣接階にある2ユニットを担当することとしても差し支えないこととする。
- 4 昨年10月の介護報酬改定において創設した「準個室」、今回の介護報酬改定において創設した「準ユニットケア加算」や「サテライト型居住施設」等、施設の工夫により柔軟な形でユニットケアを行うことが可能となるような仕組みを設けているところであり、可能な限り、こうした仕組みを活用することが望まれる。

(問2) 重度化対応加算の算定要件である「看取りのための個室を確保していること」とは、静養室でも構わないのか。

(答)

重度化対応加算の算定要件として「看取りのための個室を確保していること」という要件を加えたのは、入所者や家族の希望に応じ、入所者が家族等との関わりや見守りのある環境で看取り介護を受けることができる体制を確保するためである。

したがって、そのための個室とは、ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室又は準ユニットケアにおける個室的なしつらえを有している居室のいずれでもよく、また、静養室を個室として利用できるようにしておくことでも差し支えない。

なお、看取り介護に当たって実際に静養室を利用する際には、入所者や家族が安らげるようなしつらえに配慮すること。

(問3) 経口維持加算の算定に当たっては、管理栄養士や看護師の配置は必須なのか。

(答)

管理栄養士や看護師の配置は必須ではない。